

「米国の1930年関税法337条」ガット・パネル報告(1989年)とその後の米国の対応
(L/6439、BISD, 36S/345(1988-89))

1. 事実の概観

1-i. 米国関税法337条と I T C の位置づけ :

米国の1930年関税法337条(1974年通商法による改正版)は、米国への商品の輸入及び販売において、米国産業に実質的被害を及ぼし、産業の確立を妨げ、または米国の通商を制限もしくは独占する効果を有する不公正な競争方法及び不公正な行為を違法なものと宣言し、輸入排除や販売停止等の救済措置を取り得る権限を米国国際貿易委員会(I T C)に与える規定である。337条自体には特許や知的財産権侵害へ直接言及する規定は全くないが、米国特許権を侵害する商品の輸入および販売は、そのような不公正な競争方法および不公正な行為に該当し得るため、I T Cをいわば対外的な特許裁判所として利用することが可能である。

1930年関税法は、もともと第一次世界大戦後の保護主義と景気の停滞を受けて、従来あった1922年関税法316条を改正したものであったが、その誕生から1974年に至るまでの44年間は、ほとんど活用されることはなかった⁽¹⁾。ところが、1974年の通商法改正により、直接I T Cに決定権限が与えられ(従来は大統領への勧告権限のみ)、しかもその決定は調査開始から必ず1年以内(複雑なケースについては1年半)というタイム・リミットが設けられるなどの重要な改正が施され、活発に利用されるようになった。タイム・リミットも含め、特許侵害の本来的解決手段である連邦裁判所の場合と比べて、種々の点で利点がある(後掲ガット・パネルでの検討参照)ため、I T Cはまさに一種の対外的特許裁判所として大いに利用されることとなった。

米国企業にとってのそのような利点は、基本的にこの制度を利用できず連邦裁判所の手続しか使用できない外国企業にとっては、逆に内外差別となり自由貿易を阻害するものとなり得る可能性をもっている。この点はその後1981年にカナダが、1987年にE Cがガット適合性をガット・パネルで争うこととなった。また、ウルグアイ・ラウンドでのTRIPS交渉でも、337条のような過剰な知的所有権の保護は、対処すべき問題として念頭におかれていた。

1-ii. 1987年のガット提訴までとその背景 :

337条は1987年提訴以前にも、既に「米国の自動車部品輸入制限」に関するガットパネル報告（1983年）⁽²⁾でも検討の対象となっていた。同報告は米国の反論を容れ、米国の輸入排除命令を、20条(d)の意味で「必要な」例外措置と認定した。特許法というガットに反しない法令の遵守を確保するためには、訴訟手続だけでは自動車用スプリングのような「単純で模倣されやすい製品」についての特許権者の保護には十分ではないとの理由によるものである。しかし同報告はもっぱら337条の個別具体的な適用としての自動車スプリング部品に対する輸入排除命令についてのみガット整合性を検討するにとどまり、337条の存在そのものについては、特許関連事件におけるその適用一般は「他の」場合には不必要な重荷を課すものでありうるとの傍論を付すにとどまった。また、同報告は、ガット3条違反の点の検討をせずに、専ら20条(d)のいう例外にあたるかという点だけを検討し、さらに「ITCの手続を利用せざるを得ない理由として米があげる現行の連邦裁判所が提供しうる救済措置の限定性・不十分性は、米国が自己で課している制限にすぎない」というカナダの主張を全く検討しないなど、問題の多い報告であった。そのためカナダは当初その採択に難色を示し、1年後に、「本報告採択は、337条のガット3条および20条との整合性の今後の検討を妨げるものではない」との了解を付してようやく採択された。この報告は、後の1989年の米国関税法337条事件の報告で覆され、米関税法337条のガット違反が認定された。

米連邦裁判所が取り得る救済措置についての議論に1983年のパネル報告が踏み込まなかった理由のひとつは、その検討に必要な米国法専門家がパネリストにいなかったことであるといっていよい。89年のパネルのパネリストとして当事国の国民でありながらLowenfeldt教授が任命されたのは、そのような背景があったものと考えられる。他の2人のパネリストは、議長として H. E. Graham Fortune氏と、E C法・ガット法の著名な専門家の P. Pescatore元E C裁判所判事であった。

2. 1989年ガット・パネルの報告要旨（ ）内の数字はパネル報告の附グラフ番号

2-i. 検討の範囲

337条それ自体の検討に限定（いまひとつの付託事項であった、アラミド繊維に関する337条適用問題はパネルで検討中に私的当事者であるオランダAkzo社と米 Du Pont社の間で和解が成立したため）。

やはりパネルで検討中に米88年法による改正があったが、ここでの判断の対象はパネル

が設置された1987年10月の、改正前の337条である。

本件申し立ても付託も特許事件に焦点をあてているので、パネルの認定も結論も、特許事件への337条の適用に限定する。(5.1～5.3)

2-ii. 一般協定3条と20条(d)の関係：3条違反は20条(d)適用の前提か？

米は、337条手続は(実体法としての)特許法を遵守するための措置であるので、20条(d)のみ適用がある(3条(4)の適用はない)と、したのに対し、ECは、3条(4)は、国内法令の執行の為の手続についても内国民待遇を要請するとした。

パネルは、まず20条の表題は「一般的例外」であり、「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用することまたは実施することを妨げるものと解してはならない..」と規定していることを確認し、従って20条(d)は、他の条項による義務の限定的かつ条件付きの例外を規定するものである(5.9)、と判断した。すなわち、ガット義務の実質的違反が存在する場合にのみ、その違反を正当化するものとしての20条(d)の適用が問題となる。従って、まず、ガット義務の実質的違反の存否を検討しなければならない、ということである。

2-iii. 3条(4)の検討

2-iii-a. 3条(4)の「法令および要件 laws, regulations and requirements」の意味：手続法も含むか？

実体法だけでなく手続法も、輸入品の国内における販売に関する(affecting)か？：条文上も起草過程でもそもそもそのような区別はなされていない。「イタリアの輸入農業機械に対する差別」パネル(1958年)⁽³⁾は、「関するaffecting」という用語の選択は、本条の起草者が、売買の条件を直接規律する法令だけでなく、国内市場における国内産品と輸入品との競争条件を悪化させる可能性をもつあらゆる法令をも対象としようと意図していたことを示唆する、とみる。本パネルは、執行手続はそれが執行しようとする実体規定と分かつことはできないと考える。仮に手続規定は3条(4)の規律をうけないとすると、それ自体は内国民待遇を満たす実体法を、国産同種産品に比べ輸入品に不利な待遇を与える手続を通じて適用することにより、内国民待遇の基準を免れることになってしまうであろう。(5.10)

2-iii-b. 3条(4)の「より不利でない」待遇の基準

形式的には同一の法的基準を適用することが、実際には輸入品により不利な待遇をあたえることも有り得る。そのような場合に実際に輸入品がより不利でない待遇を得るように異なった法を適用してもよい。従って、輸入品が、337条の下で国内産品と異なる法規の規律を受けるというだけでは、3条(4)違反か否か決定できない。そのような差異が、輸入品により不利な待遇を与えているか否かを判定する必要がある。基本的な目的は平等な待遇の保障にあるので、異なる待遇を適用する側には、挙証責任がある。(5.11)

判定方法についての対立：米は、過去の実際の337条事件の実際の結果の検討により判定すべきとし、E Cは、337条が、輸入品に対しより不利な待遇を与えることができない(not be capable)ことが必要と主張。(5.12)

これに対しパネルによれば、3条(4)は3条(2)と同じく「輸入品と国内産品との競争関係に対する期待」の保護を目的とすべきところ、米方式ではこの目的が達成できない。なぜなら、その場合、輸入品のより不利な待遇を予め予防するかわりに、事が終わったあとでこれを矯正するための手段としてのみガットで問題にできるだけだからである。特定の輸入品についての実際の帰結によってではなく、法令それ自体が、輸入品により不利な待遇を与えるかどうかによって判定すべきである。(5.13)⁽⁴⁾

より不利でない待遇は、個々の輸入品の事例毎に判定されるべきであり、ある輸入品への優遇待遇と別の輸入品への不利な待遇の間で釣合をとるといような考え方はとらない(5.14.)。

2-iii-c. 3条(4)による関税法337条の評価

米国の主張は、「337条は輸入品に対して、連邦地裁における国産品よりも優遇された待遇を与えている」というもので、その理由は、1)損害および産業に関する実質的経済要素：連邦裁判所の特許紛争では必要のないこの要素を、337条の提訴者(=米国企業)は証明しなければならない、2)337条の救済の、公益または政策上の理由からする限定または不適用の可能性の存在(連邦裁の場合にはその可能性はない)、3)連邦地裁との手続的相違のいくつかは、337条の被申し立て人に優遇された待遇を与えるの3点である。はたして、これらはE Cの主張する、輸入品のより不利な待遇を埋め合わせるであろうか？(5.15)

パネルの判断：1)2)が働けば確かに輸入品は有利であるが、それが常に働くという保障

はない。また、被申し立て人は、特許の問題に無関係な商業上の秘密の保持や証拠開示を要求されることもあるし、そもそも申し立て人には I T C か連邦裁かの選択権がある。3) について、米国の挙げる手続的優遇はあらゆる場合に作用する。また実質的経済的要請は、被申し立て人と申し立て人双方に、常に手続的責務を課す。結論として、優遇待遇は、それが常にあり、不利な待遇の原因となる異なった待遇を埋め合わせる限りにおいて意味をもつ。1)～3)の要素は、個別の具体的ケースにおいては、そのような相殺効果を持ち得る可能性はあると考える(5.16)。これは、結局、全ての場合に埋め合わせるわけではないので、場合によっては3条(4)違反も有り得るとの結論といってよいであろうか。

E Cの主張：「輸入品には、より不利な待遇が与えられている」の検討。

①フォーラム選択権の不存在：連邦裁と I T Cの手続的相違を前提にすると、輸入品の場合にのみ選択肢があること自体、輸入品をより不利な待遇におくものであり、3条(4)に違反する。(輸入品に対してより不利な待遇を与えるような要素が重要である場合には337条に訴え、逆に、被申し立て人が連邦裁におけるより有利な地位におかれると考える場合には337条手続を避ける傾向にある)(5.18)。

②期間制限：申し立て人は提訴までに十分な準備の機会があり、また、弁護側は一般に期間が延びた方が有利であることを考えれば、連邦裁の場合にはない期間制限がありしかもかなり短い期間である337条手続は、被申し立て人に相当に不利な待遇を与えている。

③反訴(counterclaim)の不許可：I T Cにおいて抗弁としては反訴をなしうるとしても、申し立て人はこの点で積極的な反対の認定(affirmative adverse finding)を受ける等の危険は負わず、この点で相当有利となる。従って、反訴を認めないことは、3条(4)の意味で輸入品により不利な待遇を与えるものと判断する。

④対物排除命令(In rem exclusion orders)：1)限定的排除命令(特定の製造業者(被申し立て人)による違反の製造物のみを輸入禁止にする措置)、2)一般的排除命令(製造業者や輸入業者の如何を問わず、違反とされた製造物全てを輸入禁止にする措置)の2種類があるが、いずれの場合も米国税関によって自動的に執行される。これに対し連邦裁の場合には差し止め命令(injunction)の執行のためには別個に訴訟が必要であり、この点で輸入品はより不利な待遇におかれている。また、2)の一般的排除命令についてはさらに、訴訟当事者以外の者に対する救済の強制は、国内の侵害者に勝訴した場合には一般にはありえない点で、輸入品はより不利な待遇におかれており、いずれも3条(4)に反する。

⑤二重応訴：輸入品の場合一定の要件を満たせば337条手続と連邦裁双方で同時に訴追される可能性があるが、国産の同産品の場合後者の可能性だけである。このような二重応訴の概然性は小さいものの、可能性があるということは3条(4)のいう不利な待遇にあたる。

⑥機密情報の取り扱い：337条手続における機密情報保護の手法は、連邦裁で通常採用されているものと実質的に差はなく、輸入品を不利な待遇におくものではない。

⑦337条による意思決定：ITCの委員は特許紛争の法的問題を裁定する能力において、連邦地裁の判事に劣るとのECの主張について。このような裁定者のちがいは、特許裁定について輸入品をより不利な待遇におくというほどのものではない。（以上③～⑦は全て、5.19）

結論：以下の要素の存在により、337条は、一般協定3条(4)の規定に反し、連邦地裁における米国の同種産品に比して、米国特許法違反を問われた輸入品により不利な待遇をあたえている、と結論される。①フォーラム選択権の不存在、②窮屈で固定された期間制限、③反訴の機会の不存在、④一般排除命令の可能性、⑤排除命令の米国税関による自動的な執行、⑥ITCと連邦地裁での二重応訴の可能性。

このような待遇の相違が、ITCが司法裁判所ではなく行政官庁であるというひとつの共通の要因に由来するかどうか、そしてこの構造的相違自体が3条の要請に反するか否かも検討したが、ECもそのような一般的な形ではこの問題を提起しておらず、結論には達しなかった。（5.20）

2-iv. 一般協定20条(d)の検討

2-iv-a. 20条(d)の使用に付された条件

337条の3条(4)違反は、20条(d)の例外規定によって正当化できるか？

まず、337条が米特許法の遵守を確保するための「措置」であることに争いはない。そこで次に以下の要件は満たされているか、を検討する。1)措置が遵守を確保しようとしている法令は「この規定に反しない」か、2)措置は「遵守確保に必要」なものか、3)措置は「同様の条件の下にある諸国の間において任意の〔恣意的な〕若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用されない」か？（5.22）の3点である。

2-iv-b. 「遵守を確保するために必要な」という条件

「必要性」条件は、可能な限り最も貿易制限的でない措置の利用を要請するか？

その利用が合理的に期待でき、他のガット規定に反しない代替措置が利用可能である場合には、他のガット規定に反する措置を20条(d)の意味で「必要な」ものとはみなしえない。同様に、ガット整合的な措置が合理的に利用できない場合でも、最もガットとの非整合性の度合いが少ない措置を使用する義務がある (bound to use)。ただしこれは、特許の実体法あるいはその法の望ましい執行レベルの変更まで求めるものではない。ガット適合的な措置によってその執行レベルを達成できるなら、そちらを選択せよということである。

(5. 26)

337条の個々の要素が「必要」か否かではなく、ひとつのシステムとしての337条が「必要」かどうかを判断すべき、との米の主張は受け入れられない。→必要性の要素をもった制度の一部であるというだけで、ガット整合的でないものの導入を許すことになるから。他のガット規定との間に存在すると判定された個々の非整合性が、それぞれ「必要」で正当化できるかどうかを検討すべきである (5. 27)

2-iv-c. 3条(4)に不適合な特定の措置の必要性

米の主張：337条は、米国の製法特許による海外生産品に対し、米国の特許権を執行する米国法上唯一の手段であるので、正当化できる。→パネル：仮にそのような場合に別個の制度が必要であるとしても、それは20(d)にいう「必要」にはあたらない。いずれにせよ、多くの国では同様の輸入について民事裁判所に管轄権を与えており、異なる制度が必要とは思われない。(5. 28)

米：337条の一定の側面は、大統領による再審 (review) の為に必要であり、これは被申し立て人の利益になる→パネル：そのような再審は米特許法の遵守確保のために必要ではない。現に国産品についての特許裁判ではそのような制度はない。(5. 29)

米：337条は、外国生産者に対する判決の執行のための令状送達の困難故に必要→パネル：令状送達については337条手続と連邦地裁の手続との相違が3条(4)不適合との主張はない。対物一般排除命令と税関による自動執行があることが問題である。(5. 30)

米：対物一般排除命令の重要性強調→パネル：1)海外での生産者相手に特許違反の訴えを起こすことは国産品の場合にくらべ一般に困難、2)輸入業者に対する対人訴訟も適当な代替手段ではない(数が多すぎ、ひとつの訴訟にまとめることが困難、海外生産者は容易

に代わりの輸入業者をみつけれられる)。従って、国内品について同様の救済措置はないが、
<限定的な対物排除命令>には、20条(d)のいう客観的な必要性があると考える。それは
指名された国内製造者の場合の差し止め命令の「機能的代替物」として正当化可能。(5.31~32)

<一般的排除命令>は別。この場合、訴訟の名宛人でない者による産品も排除されるが、
米国産品の場合には同様な措置はない。但し、この命令が20条(d)のいう客観的な必要性
を満たす場合がありうることを全く否定するものではない。例えば、輸入品の場合には、
米国産品の場合に比べ、特許侵害産品の製造者sourceを特定したり、特定業者に限定され
た命令の回避を阻止したりすることは一般により困難である。もちろん米国は国産品につ
いても同様な措置を提供することでも3条(4)との適合性を確保できる。(5.32)

税関による自動執行ある輸入品／別個の裁判必要な国産品→3条(4)違反だが、20条
(d)で正当化可能(パネル)。連邦地裁による差し止め命令を受けた米国生産者は通常こ
れを遵守することが期待できる。さもなければ、裁判所を侮辱したとして多額の罰金を払
わされる恐れがあるからである。つまり差し止め命令は、さらにそれを執行する行為を要
することなく、通常それだけで差し止め効果を持つ。これに対し輸入品の場合は、水際で
の税関当局による排除命令の執行は、命令を実効的にするために必要な手段とみなし得る。
(5.33)

米：337条の手続的側面の多くは迅速な予防救済 prospective reliefを提供する必要
を反映したもの。→(パネル)これは、輸入品に対する緊急の仮または保全行為で、しか
も当該輸入品が特許を侵害していないと判明した場合に輸入者の正当な利益を守るために
必要な保護措置が備わっている場合しか正当化できない議論。その他の337条手続の迅速
化措置(期間限定、反訴の不許可など)は「必要な」ものとはいえない。(5.34)

以上より、米関税法337条による、米国特許法侵害申し立ての審査システムは、3条
(4)義務の例外を許すような20条(d)の意味で必要なものとして正当化することはできな
い。(5.35)

2-V. 結論

3条(4)も20条(d)も、特許保護のレベルや、その保護を執行するための手続の実効性
のレベルを特定した義務を課しているものではない。従ってパネルの唯一の任務は、337
条のもとで輸入品に与えられる待遇が一般協定に適合しているか否かを判断することだけ

である。

337条のいくつかの要素が一般協定違反と判断はしたが、これらが輸入品を差別するために意図的に導入されたという証拠は見いださなかった。

これまでの認定に基づき、米国1930年関税法337条は一般協定3条(4)に違反し、また、この違反はいずれも20条(d)によって正当化され得ないと結論する。(以上, 6.1~6.3)

3. パネル報告採択後の米国の対応

3-i. 本件パネル報告は1989年11月に採択されたが、米国はウルグアイ・ラウンドの終了まで法を改正しないとの声明をおこなった⁽⁵⁾。その後も日本企業に対してなおも337条が適用された⁽⁶⁾ため、日本は理事会で不満を表明した。

パネル報告がまとまった後、採択以前に『1988年包括通商・競争力法』が成立した(1988/8/23)。これは、時期的にいても直接パネル報告での指摘に対応する改正をめざしたものではなく、むしろその機能の強化を図るものであった。ウルグアイ・ラウンド終結後、89年の約束に従い米国は、『1994年ウルグアイ・ラウンド協定実施法』の該当部分によって、関税法337条をパネル報告にそって是正すべく改正を行なった。

3-ii. 『88年包括通商・競争力法』による改正

337条に係わる主な改正点は以下の通り。

①被害要件の撤廃：旧法では、外国の企業による知的所有権の侵害があること、それによって米国の国内産業が深刻な損害を蒙ることという二つの要件の証明が必要とされていた。この内後者の被害要件が、4大知的財産権については撤廃された。これは、同法がこれらの知的財産権を、米国産業競争力回復の決め手とみて、これに通商法上の特恵的地位を与えたものとされる。旧法時代には、337条提訴のコスト(5~50万ドル)の約半分は被害立証に費やされていたといわれるから、この改正は提訴コストを半減させ、いままでコスト高のためこの戦略にアクセスできなかった、米国中小企業に対して、337条をビジネス戦略に利用する道を大きく開いたとされる。この規定に基づく提訴が増加するとともに、米国企業の勝率が40パーセント上昇するとの観測もあった⁽⁷⁾。また、これにより米国自身が抗弁の理由としていた要素がひとつ消えたことになる(cf. 前述2-iii-c.の米国の主張)。

②暫定救済措置：輸入の仮差し止めがITCによって決定されるまでの期間が旧法の

215日から大幅に短縮され、原則90日以内、複雑事件で150日となった。提訴人側が何年もかけて準備した上で、不意打ち提訴をかけるのに対し、被審人側は体勢を整えるのに90日（実質60日）しかないことになる。とくに「最大の反撃である特許無効主張のために、人海戦術で先行技術を探索するための余裕がない」ので、この時間的不公平は「アンフェアの域に達している」⁽⁸⁾。

3-iii. 『94年ウルグアイ・ラウンド協定実施法』による改正：

Uruguay Round Agreements Act Public Law No.103-465, 108 Stat 4809(1994)

改正の理由は当該米国法を、1994年ガットの内国民待遇原則に適合させることと、同時に、国境における知的財産権の実効的な執行を提供することにあるとされる。337条関係の主な改正点は以下の通り。

①期間制限の削除：（Section 321(a)(1)によるSection 337(b)の改正）ITC手続きにおける最終決定の期間制限は削除され、かわりにITCの調査開始から45日以内に最終決定のための目標日を定めることとなった。

②反訴可能性：（Section 321(a)(2), (b)(3)によるSection 337(c)の改正）ITCにおける被告も反訴可能となった。反訴が提起された場合には、この訴訟は直ちに裁判所へ移送される。

③一般的排除命令が認められる状況の制限：（Section 321(a)(5)）ITCが一般的排除命令を行なうことができるのは a)限定的排除命令に対する迂回行為を防止するために必要であるか、または、b)337条違反に一定のパターンがあり、かつ、侵害物品の出所を特定することが困難であると判断した場合に限定されることになった。

④同時二重応訴の解消：（Section 321(b)(1)による新設）被告の要求により裁判所は同一案件に係わる訴訟手続を、ITCの最終決定がなされるまで一時中断（stay）することになった。なお、ITCの手続終了後、この中断が解かれると、ITCで使用された記録は、連邦裁判所で証拠として使用することが可能となる。

4. 解 説

4-i. ガット規定の明確化における貢献⁽⁹⁾

本パネル判断は、著名な法学者をパネリストに迎え、既に報告要旨の中で詳しく紹介したような諸点、特に内国民待遇と20条(d)の一般的例外の規定について、ガット規定の明

確化に貢献したものといえる。その主な点を簡単にまとめれば、①20条(d)は、ガット規定の実質的違反が存在する場合にのみ、その違反を正当化するものとして援用の可否が問題となるとして、20条(d)の例外規定性を明確にした。②3条4項における「法令及び要件」には、手続的なものも含まれることを明確にした（手続規定が3条4項から除外されるとすると、締約国は、差別的でない実体的規定を差別的な手続規定を通じて執行することにより、内国民待遇の義務を免れることが可能となる、という理由による）、③3条4項の「より不利でない」待遇の基準として、無制約で実質的な機会の均等を定式化した。④より不利な待遇の存否の評価方法として、法令または要件それ自体が、輸入品に対してもつ実際の効果よりも潜在的影響、つまり可能性を考慮するアプローチを採用。⑤「遵守を確保するために必要」（20条(d)）の要件として、ガット適合的措置が他にあれば「必要」でなく、また、他にない場合にはガット不適合の程度が最小のもののみが「必要」の要件を満たし得るなどの点を明確化した。

4-ii 「事件性」の欠如か？

本件では、事件の発端となった私企業間の、いわば私的な紛争がパネル審理の途中で解決したため、パネルは337条の個別具体的適用ではなく、専ら一般的適用についてガット適合性を審理することとなった。具体的な事件を前提とせずに、締約国の国内的制度そのものを問題とすることになった形である。この点を捉えて、本件を、「事件性がなくとも申し立てが認められる」としたものと見るか否かについて若干の議論がある。

まず、若干の概念整理をしておこう。一般に、事件性とは、「社会に生じる諸々の紛争の内から裁判所が取り上げるものを選別する」という基本機能を有する要件であって、「法律上の争訟」（日本裁判所法3条）、一定の「事件および争訟 cases & controversies」（合衆国憲法3条）、「事件及び法律的紛争 cases and legal dispute」（国際司法裁判所規程36条）などの一般的規定の中に読み取れるものである。事件性の有無の判定基準を、国際司法裁判所の判例から借用するなら、①「紛争の存在」、②「事件が当事者間で対決性を帯びるまでに成熟していること」、③「紛争が、既存法規の適用によって解決できる、という意味で法律的性質を有していること」⁽¹⁰⁾である。もとよりガット/WTOパネルの性格を、三権分立を前提とした国内裁判の場合や、これと社会・権力構造を異にはするが司法裁判である国際司法裁判とどこまで類比して考えられるかは、別途詳細に検討しなければ結論を出せない問題であるが、ここでは議論の問題点

を明らかにするために、さしあたり以上の整理をてがかりに論をすすめよう。

さて、「いわゆる事件性を前提とすることなく、締約国の国内的制度の存在そのものを問題とすることが可能であり、本件はその好例」とみる⁽¹¹⁾ 見解に対し、「具体的適用事例がなくても、申し立て国はガット違反の措置に基づく「自国の利益の無効化」を主張しており、その意味では当事国間には「法律上の争訟」が存在しているので、「事件性がなくても申し立てが認められる」と説明するのが適当かには疑問がある」⁽¹²⁾ との批判がある。この両者は一見真っ向から対立する見解のように見える。しかし、いま挙げた三つの事件性判定基準を参考に考えるなら、必ずしもそうではないように思われる。後者は主として①の基準が満たされていることを理由に事件性があると結論していると解される。これに対し前者は、あえていえば②の要件、あるいはその具体的な現れとしての具体的適用事例すなわちここではAkzoとDu Pontの私的紛争、が欠けていることをもって事件性が欠けているといっていると解することができる。そのように見るのが適切であるとすれば、そもそもそれぞれの論者のいう「事件性」の意味がずれており、議論としてはすれ違っているといえる。

むしろここで実際に問題になっていたのは、以下の点である。ガットに違反する措置を執ることを行政府に義務づけるのではなく、「単にその権限を与えるにすぎない法律」は、それ自体はガット違反とはされないとされてきた⁽¹³⁾。とするなら、個別具体的な適用事例を欠いている場合に、ガット違反がどの時点で成立するのかを決定することは、きわめて難しい問題となりうる。まさにこの点が前者が「事件性の欠如」という表現によって指摘していた問題状況である⁽¹⁴⁾。だとすれば、その表現しようとするところは十分理解できるが、上記の概念整理でみたような文脈でいう従来の事件性概念とは意味が異なっていることになるであろう。

4-iii パネル報告の実施について－米国通商法の改正の評価

米国のウルグァィ・ラウンド実施法には、パネルの要求に「最小限度の改正」(minimalist approach)で応えようとする姿勢がみてとれる。そしてその限りにおいては、表面的にみる限り337条はガット適合的になったかに見える。『不公正貿易報告書1996年版』も、「パネルで指摘された問題点は概ね改善されたものと考えられ、このこと自体は評価できる」とする(p. 272)。しかしその実態は必ずしも手放しで評価できるものではないようである。

まず第一に、96年報告書も指摘しているように、①の期間制限については、I T C 調査開始から45日以内に調査終了のための目標日を定めることとなっており、「その運用において」差別的な取り扱いがなされるおそれがある。もともと、I T Cの方が連邦裁判所よりも処理期間が短いのは、単に文言上期間制限があったからという違いよりも、両者の相対的な仕事量の違い及び当該分野についての専門能力の差に由来するという観察がある。改正後の規定でも、I T Cはその調査を「可及的速やかに」(at the earliest practicable time)に完了させなければならないとされており、また、調査終了の目標日設定も審査の迅速化を促進するためとされている。実際、現在のI T Cの委員長は「I T Cが12ヶ月以内にその手続を完了させることが、能力的にできないと考える理由はどこにもない」との発言をしており、この改正後の最初のケースでも12ヶ月以内で処理が完了している。尚、TRIPS協定では、89年のガットパネルの判断を受けて「知的所有権の行使に関する手続は、... 不合理な期限を付され... るものであってはならない」(§ 41-2)との規定がおかれた。

第二に、②の反訴可能性について。この点の改正も必ずしも額面通りには受け取れない。確かに改正によってI T Cにおける非申し立て人による反訴の権利は認められた。しかし、その反訴は連邦裁判所に移送されることになっている。つまり現実にはI T Cの同じ事件の審査の場で反訴はできないことになる。これは連邦裁判所において、同一の審理の機会に反訴の応酬ができるのと比較してみれば、明らかに非申し立て人の側にとっては不利である。のみならず、同一の審理では相手方の反訴がないということは、相対的に容易に337条手続を利用させることになる。

第三に、③の一般的排除命令が認められる場合の制限について。本改正で、I T Cが一般的排除命令を行えるのは、限定的排除命令に対する迂回行為を防止するために必要であるか、または、337条違反の侵害物品の出所を特定することが困難である場合に限定された。これは、連邦裁判所での差し止め命令は当該事件の被告にしか効力が及ばないのに対して、I T Cにおいては、非申し立て人以外の者によって輸入される物品に対する一般的排除命令を発することができる点が問題とされたことに応えての限定である。しかし、その内容は1981年の Spray Pump Case (Inv. No. 337-TA-90, USITC Pub. 1199 at 17-20) (Nov. 1981)で定式化して以来の慣行とされてきた基準を法典化したものである。つまり、表面上は改正だが、実質的にはこれまでと変わっていないのである⁽¹⁵⁾。

まとめ：①、③、④（同時二重応訴の解消）の各改正は、337条手続そのものが、ガッ

ト/WTO違反とならないための最低限の枠組みとして、一応評価できよう。③の内容は既に慣行となっているものであるにせよ、それを法典化したというのはやはり一定の意義があるといえよう。問題がないわけではない。①（タイムリミットの廃止）は規定上の形としては、さしあたりパネルの要請は満たしているが、実際に従来通りの短期間での運用が続けば、具体的適用事例を契機に再度問題となりうる問題性をはらんでいる。②（反訴可能性）については、制度レベルでもまだ改善が不十分で問題が残るように思われる。

【注】

(1) 通商関係法研究会(編著)『アメリカEC通商関係法実務必携(改訂版)』(第一法規1990) p. 415.

(2) L/5333, BISD 30S/107.

(3) L/833, BISD 7S/23, 60.

(4) 後に、米国の連邦及び州のビールおよびワインに対する流通規則がガット3条4項違反になるかが問題となったケースで、パネルは関税法337条に関する本件パネルのいう「機会の平等」を重視する立場を継承し、実態として輸入品に対し不利な扱いをもたらしていないとしても、流通方式を選択する機会が輸入品には否定されていること自体が、3条4項違反の不利な待遇にあたると判断した。DS23/R(1992)。岡田外司博「米国のアルコール飲料販売規則」『ガットの紛争処理に関する調査・調査報告書IV』(公正貿易センター1994) p. 24ff., p. 32. 参照

(5) このような声明が、パネルの効力を(本件の場合は、ウルグアイ・ラウンド終了まで)保留する効力をもった、と評価できるかどうかには疑問がある。たとえば日本も、一定の農産物の自由化をせまるパネル報告の不実施を問題にされた際に、パネル報告採択時におこなった「留保」に言及して、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉終了時まで実施義務の履行を拒否したことがあるが、これについても政治的便宜以上の正当化ができるとは思われない。平覚「日本のある種の農産物の輸入制限」『ガットの紛争処理に関する調査・調査報告書V』(公正貿易センター、1995) p. 23ff. at, pp. 58-59. 参照。

(6) 関税法337条による調査開始件数の推移を簡単にまとめると以下の通り。

(年/件数()内は日本企業を対象に含むもの)

1984/33(7), 1985/25(5), 1986/24(7), 1987/18(3)

1988/11(1), 1989/19(5), 1990/13(0), 1991/12(3), 1992/13(2), 1993/15(3)

1994/6(1), 1995/11(2)

1984～1988＝通商関係法研究会(編著)『アメリカ E C 通商関係法実務必携(改訂版)』(第一法規1990) p. 452.、1989～1995＝『不公正貿易報告書』1995年版、及び1996年版による。

(7) 木棚照一1989, pp. 218-9

(8) 知的財産権の観点からする米88年法の評価について、本間忠良1988. 参照

(9) 平 覚「米国の1930年関税法337条」『ガットの紛争処理に関する調査・調査報告書 I』(公正貿易センター、1991) p. 175ff., 177-182参照。

(10) 古川照美「国際司法裁判所における司法判断回避の法理」『国際法外交雑誌』87巻2号(1988)p. 15-16.

(11) 平 supra(9), p. 178.

(12) 岩沢雄司『W T O の紛争処理』(三省堂1995) p. 89(36)

(13) 1987年のスーパーファンド事件 L/6175, 5 June 1987, BISD 34S/136、及び 1990年の E E C 迂回防止税事件 L/6657, 22 March 1990

(14) 平 supra(9), p. 178.

(15) 以上の諸点については、Foster & Davidow 1996参照。

【参考文献】

相澤英孝「アメリカ合衆国関税法337条」総合研究開発機構(編)『経済のグローバル化と法』(三省堂1994) pp. 274-295.

岩沢雄司『W T O の紛争処理』(三省堂1995)

大場・平川・鈴木『アメリカ特許係争の実務:裁判と I T C (改訂2版)』(発明協会1992)

外務省経済局国際機関第一課(編)『解説W T O 協定』(日本国際問題研究所1996)

木棚照一「知的所有権摩擦の法的諸側面」斉藤・坂野・林(編)『経済摩擦と調整－政策と法』(法律文化社1989) pp. 213-232.

平 覚「米国の1930年関税法337条」『ガットの紛争処理に関する調査・調査報告書 I』(公正貿易センター、1991) pp. 175-182.

平 覚「米国の自動車部品輸入制限」『ガットの紛争処理に関する調査・調査報告書 I』(公正貿易センター、1991) pp. 73-77.

ダニエル、スコット、M. 「1988年米国関税法に基づく知的所有権法」 『発明』 Vol. 86. No. 3
(1989)pp. 25-35.

通商関係法研究会(編著)『アメリカ E C 通商関係法実務必携(改訂版)』(第一法規
1990) 第 5 章

通商産業省通商政策局(編)『不公正貿易報告書1996年版』(通商産業調査会1996)

通商摩擦問題研究会(編著)『米国の88年包括通商・競争力法』(ジェトロ1989)

中島暁「米国関税法とわが国関税定率法21条の比較:知的所有権侵害商品の関税法に基づ
く輸入排除 上下」 『発明』 Vol. 86. No. 9(1989) pp. 15-19, 同 No. 10. pp. 34-39.

袋井敏行(編著)『ITCのすべて:第一編 ITCの機能と実務』(AIPPI Japan, 1986)

『米国1930年関税法337条—概要と事例の分析—』(公正貿易センター1988)

『米国通商法301条及び E C 規則2641/84とその運用—不公正貿易慣行に対する報復措置
』(公正貿易センター1987)

ペリー、ウィリアム、E. (服部監訳) 『The I T C : 判決からみる米国輸入通商法の運用』
(ジェトロ1989)

本間忠良「米新通商法と知的財産権—関税法337条をめぐる諸問題」 『ジュリスト』
No. 921(1988-11/1)pp. 11-17.

松下満雄『国際経済法(改訂版)』(有斐閣1996) 第 4 章

松下満雄「米関税法337条改正の構想」 『国際商事法務』 17-11(1989)pp. 1218-20.

Abbott, K. E. (Int'l Decisions), "GATT Dispute Settlement Panel: United States-
Section 337 of the Tariff Act of 1930", 84 American J. Int'l L. 274-80(1990)

Brand, R. A. "Private Parties and GATT Dispute Resolution: Implications of the
Panel Report on Section 337 of the US Tariff Act of 1930", 24-3 Journal of
World Trade(1990)5-30.

Foster, F. D. & J. Davidow, "GATT and Reform of U. S. Section 337", 30 International
Lawyer(1996)97-110.

Hudec, R. E., Enforcing International Trade Law, (Butterworth, 1993) 219-221 also
142-3.

Knight, N. G. Jr. (Note), "Section 337 and the GATT: A Necessary Protection or an
Unfair Trade Practice?", 18 Georgia J. of Int'l and Comp. Law(1988)47-83.

Krosin, K. E. & D. Kozlowski, "Patent-based Suits at the International Trade Commis-

- sion Following the 1988 Amendments of Section 337", 18-2 European Intellectual Property Review(1990) 58-65.
- Lafuze, W.L. & P.F. Stanford, "An Overview of Section 337 of the Tariff Act of 1930: A Primer for Practice before the International Trade Commission", 25 John Marshall Law Review(1992)459-90.
- Matsushita, M., "Protection of Technology and the Liberal Trade Order: A Japanese View", in Japan's Economic Structure: Should It Change?(ed. by Kozo Yamamura 1990) 271-99.
- Modak-Truran, M. (Comment), "Section 337 and GATT in the Akzo Controversy: A Pre- & Post-Omnibus Trade and Competitiveness Act Analysis", 9 Northwestern J. of Int'l Law & Business, 382-414(1988)(also reprinted in 22 Intellectual Property Law Review (1990)189-221.)
- Neeley, J. S. & H. Ishida, "Section 337 and National Treatment under GATT: A Proposal for Legislative Reform", 13 Fordham International Law Journal(1989-90)276-97.
- Nichols, P. M., "GATT Doctrine", 36 Virginia Journal of International Law(1996)379-466.
- Palmeter, D., "Section 337 and the WTO Agreements- Still in Violation?", 20-1, World Competition(1996)27-35.
- Reams & Schultz(eds.), Uruguay Round Agreements Act: A Legislative History of Public Law No. 103-465(William Hein & Co., 1995)14vols.
- Rogers, H. W. III, "The Demise of Section 337's GATT-Legality", 12-8 European Intellectual Property Review(1990) 275-284.
- Schwartz, B. A., "The Fate of Section 337 Litigation After The Uruguay Round Agreements Act", 27 Law & Policy in International Business(1995)1-32.
- Spangler, A. L. (Note), "Intellectual Property Protection and Import Trade: Making Section 337 Consistent with the General Agreement on Tariffs and Trade", 43 Hastings L. J., (1991)217-71
- WTO, Analytical Index: Guide to GATT Law & Practice, Updated 6th ed. (WTO, 1995)

(宮野洋一)